

## 平成30年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年8月10日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (24人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

|             |             |              |
|-------------|-------------|--------------|
| 4番 松本幸男 委員  | 6番 室山恵美 委員  | 7番 林 修二 委員   |
| 8番 美田俊一 委員  | 9番 藤井由美子 委員 | 10番 河本良一 委員  |
| 11番 鐵本達夫 委員 | 12番 筏津純一 委員 | 13番 數馬 豊 委員  |
| 14番 金信正明 委員 | 15番 福井章人 委員 | 16番 西谷美智雄 委員 |
| 17番 原田明宏 委員 | 18番 山本淑恵 委員 | 19番 吉村年明 委員  |

### 農地利用最適化推進委員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 高見美幸 委員 | 涌嶋博文 委員 | 塚根正幸 委員 | 田倉恭一 委員 |
| 西谷昭良 委員 | 山下賢一 委員 | 小谷義則 委員 | 影山卓司 委員 |

4 欠席委員 (3人)

1番 谷本貴美雄 委員      2番 徳田和幸 委員      推進委員 小谷俊一 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

議案第36号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局長 只今から、平成30年度第5回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山脇会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。山協会長、お願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、(3) 議事録署名人の決定でございますが、指名させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは、13番 数馬委員、14番 金信委員をお願いいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席の連絡が入っております。1番 谷本委員。谷本委員は梨の販売対策会議に出席ということで、欠席させていただくということでございます。2番 徳田委員は改良区の理事会ということで欠席でございます。推進委員の小谷俊一委員につきましても、同じく改良区の関係で欠席ということでございますので、報告をさせていただきます。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして、農家相談会。相談があったようでございますので、室山委員、山本委員のどちらか、室山委員ですか。

6番 6番 室山です。倉吉市〇〇の〇〇〇〇さんから、農地の売買について相談がありました。第1希望は売りたい。買い手がない場合は賃貸借でも良いとのことでした。あっせん申込書を手渡して、記入をしてもらうように伝えました。以上です。

議 長 (4) 連絡報告事項を、局長よりお願いします。

事務局 別添資料でございます。平成30年度第5回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。(以下事務局説明)

## (5) 議 事

議 長 続きまして、(5) 議事に入ります。本日の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 本日の議事について、まとめてご説明をさせていただきます。議案資料をご覧いただきたいと思います。

まず、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について。議案の2ページのとおりでございます。2件、合計5筆の所有権移転の申請でございます。

続きまして、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について。議案の4ページでございます。ご覧のとおり4件の申請がございまして、番号1につきましては先月保留となった案件でございます。再度、ご審議をお願いいたします。

議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については、資料6ページでございます。3件の申請がございました。

続きまして、議案第35号 農用地利用集積計画の決定について。議案の9ページから15ページまでのとおり、利用権設定の申出が20件ございました。

最後に、議案第36号 農用地利用配分計画については、議案の20ページのとおり2件の協議が出ております。

本日の議案は以上でございます。

### 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは早速、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長 質疑がないようでございますので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、異議なしという方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 全員異議なしということで、承認といたします。

### 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号1番についてお諮りいたします。この件につきましては、7月13日に総務委員会で協議をしておりますので、鐵本委員長より報告をお願いします。鐵本委員長。

11番 鐵本です。この件に関しまして、先月、保留になったわけですが、7月13日金曜日、午後1時から2時10分の間におきまして、総務委員会を開催いたしました。委員6名、私、山脇会長、藤井職務代理、西谷美智雄委員、福井章人委員、河本良一委員ということで、事務局からは事務局長、石賀主幹、隅主任の9名で協議を行わせていただきました。総務委員会としては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の筆については、もう県の判断が出ているので、この県の判断に従って農地台帳から賃貸借の記載を消去して良いだろうという結論に達しまして、本日、報告させていただきます。以上です。

議 長 本件につきましては本日午前9時30分より、当番委員であります、筏津委員・田倉委員・藤井代理・局長・隅主任と現地の調査に行っておりますので、代表して筏津委員よりお願いいたします。

1 2 番 1 2 番 筏津です。先ほど話したメンバーで午前中、現地確認しまして、5条の1番ですけれども、協議の結果、何ら問題ないということで確認しましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。それでは、議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の筆については、県の判断に従って農地台帳から賃貸借の記載を消去し、原案のとおり許可決定することに、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員異議なしということで承認いたします。  
続きまして、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号2番から4番につきまして、同じく、報告をお願いいたします。

1 2 番 1 2 番 筏津です。同じく午前中、現地調査しました結果、確認等も問題ないということで報告させていただきます。

議 長 只今、報告がございました。問題ないということでございますので、採決を求めます。異議のない方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので、承認いたします。

#### 議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第34号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても、同じく現地の調査に行っておりますので、代表して筏津委員より報告をお願いいたします。

1 2 番 1 2 番 筏津です。午前中、このメンバーで現地を見まして、1番の〇〇〇字〇〇と3番の〇〇字〇〇〇の件については何ら問題ないということで報告します。2番の〇〇字〇〇〇〇の件ですけれども、以前、2、3年前にイタリアン

が作ってあったのを確認されてますんで、今回は、この申請に対しては許可しないということで全員一致しましたんで、ここに報告しておきます。

議 長 只今、議案第34号の1番、3番は問題なしということでございますが、2番につきましては、今、現地の調査の結果ありましたように、平成5年から埋め立てをし、その後荒廃農地となっているということになっておりますが、昨年までイタリアンが栽培されとったのが確認されておりますので、これについては承認できないということの報告でございましたが、皆さんにお諮りいたします。ご質問・ご意見ございませんか。1と3と2も含めて、良いか悪いかということでございますが。2番は許可できない。1番、3番は許可する。それでよろしいですか。

(はいの声)

議 長 それでは、採決を求めます。異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員異議なしということで承認いたします。

#### 議案35号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第35号 農用地利用集積計画の決定について、説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計は64,154㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては9ページから15ページまで記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、16、17ページのとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、農地利用集積計画につきまして説明がございました。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 なければ採決を取ります。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。原案どおり承認いたします。

## 議案第36号 農用地利用配分計画について

議 長 続きます、議案第36号 農用地利用配分計画についてお諮りいたします。

事務局 利用配分計画の協議がございましたので、意見を求めるものでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、20ページのとおり2件4筆、合計6,175㎡の配分計画でございます。設定する権利等は以下記載のとおりでございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等については22ページ、23ページ記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので採決を行います。異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員異議なしということで承認といたします。以上で議事は終結といたします。

### (6) その他

議 長 (6) その他に入らせていただきます。事務局、その他の項について。

事務局 それでは、その他報告・連絡事項でございます。別冊の資料をご覧くださいと思います。まず、(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。資料の2ページでございます。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書ということで、〇〇〇〇〇〇〇〇から携帯電話の無線通信用電波塔の設置の届出が出ております。届出地や位置図等については以下記載のとおり。許可の要らない根拠については下部に記載のとおりでございます。それと、本日、追加資料を配らせていただいております。8月7日に届出がありまして、資料の配布に間に合わなかったもので、本日追加させていただきます。中部総合事務所の鳥取県の工事で、〇〇で仮設道路の一時転用でございます。工期が8月31日までとなっております。来月の委員会では終わってしまっているの、急遽追加させていただきました。届出地、位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。

続きます、3ページ(2)耕作届の受理についてでございます。届出者：〇〇〇 〇〇〇〇。届出地につきましては記載のとおりでございます。地目としまして宅地ですけれども、現況が畑であるということで、耕作届の提出があったものでございます。こちらにつきましては、現地確認をして、しっかり畑として管理されていることを確認しております。通常、筆の一部を耕作届で受理するという事はないんですけれども、ここにつきましては地籍調査が入って

おりまして、すでに分筆予定となっております、新しく畑として登記される筆の部分、事前に耕作届を受理しているところでございます。耕作届までは以上でございます。

議 長 続いて、(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 あっせんの申出が今月も3件出てきております。4ページ①ですが、農家相談でございました、〇〇〇〇さんからのあっせんでございます。売買ですが、なければ賃貸借のあっせんの相談でございます。5ページ②です。〇〇〇〇さんという方で、〇〇〇〇さんの息子さんで、〇〇さんがちょっと体調を崩されておるようでして、〇〇〇から息子さんが来られまして、所有の農地を売りたいということです。一部、〇〇〇〇さんが耕作しておられる水田もあるようですけれども、売りたいというご相談でございました。筆数が多いもので、5ページから7ページに位置図を付けております。最後に8ページ③ですが、〇の農地4筆。〇〇〇〇さんという方が成年後見人でおられます。〇〇〇の方ですが、この方からのご相談で、基本的には売買。賃貸借、使用貸借、どれでもいいのでお願いしたいというご相談でございました。あっせんは以上3件でございます。あっせん委員の選任をお願いします。

議 長 只今、報告がありましたとおりでございまして、まず、①の件と②は〇〇地区になります。〇〇、〇〇あたりの水田でございますが、筏津委員と美田委員ですね。二人にお願いできませんでしょうか。よろしいですか。お願いします。続きまして、③は〇〇ですので金信委員と小谷俊一委員ですね。これは、〇〇〇の〇〇〇さんが作っとった分です。じゃあ、2名の方をお願いいたします。

次に、(3) 農地等あっせん活動の状況について、報告をお願いします。①、〇〇〇〇さんの件。數馬委員。

13番 數馬です。①の売買について、本人さんと連絡を取りまして、売りにくい土地も含まれておりまして、本人さんとしては全部一括で、値段安くてもいいので売ってほしいという申し出がありまして、こんなのうちの〇〇〇についてはすでに買い手が決まってるんですけど、全部まとめてということで、ちょっと待ってごせということで話をし、年内ぐらいにはなんとかまとめたいたいなとかたちで本人さんには話をしております。今、決まってるのは一か所だけです。以上です。

議 長 続きまして、②〇〇さんの件。林委員。

7番 林です。〇〇さんの件ですけれども、本人さんと連絡を取りましたところ、1くぼの内、残った土地がありまして、そこに、お父さんお母さんどっちかわからんですけど、兄弟衆の名義のがあると。2人。それで、何とか1くぼで話をしたいということで連絡を取ってもらいまして、了解は得られたようですけれども、こないだ農地パトロールの時に再度、現地に行ってみましたところ

ろ、1反6畝。その2筆を併せると2反だと思っんですけれども、両縁が畦の高さまで埋めてあります。畑にされとったようです。西側は5畝以上。東は去年まで畑されとったみたいで、そこも4畝ぐらいあるかなと思って見とるんですけど、これは田んぼとしての機能がなかなか難しいと。それで、水が入るかなということを知きましたところ、3年ぐらい前に誰かが間のところだけ作っておられたということで、水は来るんでないかと思っておりますけれども、隣の方が昨年、すぐ隣の田んぼを買われましたので、その方のところに行って、どうでしょうかという話をしましたけれども、そこはもうええということで、なかなか。田んぼとしても全筆田んぼとしてできるならええですけど、どうも土を取ってみるしか手がなくてないかなと思っますので、なかなか難しいことを本人さんに話しましたところ、できるところだけ耕作してもらえばいい。無償でもいいというような返事をいただいておりますので、再度、その方向で検討していきたくと思っております。

議 長                    ありがとうございます。続きます、③。これは數馬委員ですか。

1 3 番                    1 3 番 數馬です。新しい作り手には、私と〇〇〇さん、〇〇〇〇さんという3人で、誰が作るかというのを協議しております。秋が済んでから、みんなで話をして誰が作るかということを相談して進めたいと思っております。地主さんについてはお父さんとの話ですけども、それでええと。奥さんは非常に焦っておられる。前、〇〇さんという人が作っておられたんですけども、草ぼうぼうでごっつい荒れちゃつとるもんで、奥さんは気にしなさるけど、すぐにも作れんという格好で、秋が済んでから、草の対処も考えないけんしということで、地主さんには待つてもらつとります。奥さんは気にしておられるという状態です。

議 長                    分かりました。続きます、④。小谷委員ですか。

小谷義則推進委員    報告させていただきます。この田んぼは、道路から2m以上下がったところにございまして、すぐ近くに住宅が建っておまして、石垣でもって住宅を保持しているというようなところを下がって行かないかん。その幅が、当時は耕耘機とかそういうもんで十分通れるようなという意味で下りる道を作ったと思っんですけど、だんだんトラクターも大型になってきまして、下りる場合になんか誤るっちゃうと石垣にトラクターが当たってしまうとか、そういう状況になっております。その他に、あとの3方が住宅等があつたりしますので、いわゆる石垣であるとかブロック塀。こういう物が、3方がそんなような状況になっていまして、なかなかトラクターにしてもコンバインにしても、回る時に下手をすると、かなり高いもんですから、当たるというようなことで、以前は作っておられたんですけど、そういうような部分でちょこちょこトラクターもめげたりしてかなわんということで、やめて、1、2年経過して、未耕作地になつとるという状況でございまして、なんとかこれを見つけないかんということで、今、いろいろある方に頼んではおるんですが、さっき申し上げた現状で

もありまして、まだよい返事は貰っておりませんが、引き続き、いろいろと頼んでみるつもりでやっております。以上です。

議 長 とうもありがとうございます。続きまして⑤、涌嶋委員。

涌嶋推進委員 7月18日に本人さんと会って、現地にも同行してもらいました。集落から山側に300mぐらい入った未整備な畑で、梅の木が3本ほど植えてありました。本人曰く、昨年、父親が亡くなって〇〇から帰ってきて、畑で草刈るのが大儀いってというか、無理なのはわかってるけれども、誰か作ってもらえんたらあかという思いで申請したということで、〇〇の農業を専業でやっておられる方にちょっと話はしたんですけれども、イノシシも出るようなところではなかなか作り手はないということで、本人さんにもそのことを伝え、わかったということで、自分で草刈りをしますということです。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、パトロール後のスケジュール。

事務局 (5) 農地パトロール後のスケジュールについて報告させていただきます。先月のパトロール、お世話になりました。暑い中ご苦勞様でした。整理後の図面と一覧表については、一部回収しておりますが、まだのところについては9月10日の農業委員会後でも回収したいと思いますので、事務局への提出をお願いします。その後、集計しまして、意向調査票を、10月10日の農業委員会にお配りできたらなと思います。固定資産税の課税強化の関係もありますので、年内にも調査票を回収をしたいと思っております。パトロール後のスケジュールについては以上でございます。

議 長 続きまして、(6) 企画委員会の報告でございます。金信委員。

14番 金信です。この資料の一番最後のページ、10ページをご覧くださいと思います。先月の農業委員会会議の後に2回目の企画委員会を開催しました。(1) 県外視察研修についてということですが、時期につきましては前々から申し上げております。11月15日から16日。1泊2日。15日の視察先ですが、5月の総会の時にも申し上げましたけど、そこに書いてあります、誠農海部株式会社。京丹後市であります。ここは、四角で囲ってありますけど、集落全農家からの出資による法人化を、19年3月、法人を設立したということでして、構成農家の数は、その時点の資料では27戸ということになっております。それから、大きく言えば、水稻、大豆のブロックローテーションを確立して、収益の向上を実現してきたということでして、細かい作物等については、これも四角の中にありますのでご覧くださいと思います。それと、2日目の11月16日ですが、ホテルを9時に出発して直売所、それから神戸農業公園。これは、俗に言うところの神戸ワイナリー農業公園という言い方がされておるところでして、愛称は神戸ワイン城ということです。ブドウの栽培からワインの醸造、さらに、神戸ワインのブランドで国内外に向けて積極的に商

品販売を行っているということですので、ここの農業公園の先駆けは昭和59年に開園をして、年間30万人を超える来園者があるということのようです。そういったことです。それから、もう一つは、最初の方に書いてあった、個人負担金1人1万円につきましては、来月の9月10日の会議の時に徴収をいたしますので、その都合でお願いしたいと思います。

それから、(2) 県内視察研修についてというところですが、これも時期につきましては今年の12月3日というのは前々から決めていたと思うんですけど、決まっていなかったのが視察先。県の東部というところまでは決まっておりましたが、先月の企画委員会、具体的な視察先につきましては、再度委員会を開くことなく、会長なり私、企画委員長に一任をいただいたということで、本日配布しておりますところの、県内視察研修(案)というものがあります。これを、私も初めて見たんですが、八頭郡のバイケミ農法研究会というところで、これは竹パウダーを使って田植えをする。一言で言えばそういうことがあります。細かいことにつきましては、また後でご覧いただきたいと思います。それと、もう一つ申し上げておくのは、一昨年も行きました昼食、やきにく工房パオというところですので、ご期待の上、全員の方に参加していただくようお願いしたいと思いますし、この案を、今日のこの場で決定していただくように提案したい。以上です。

議 長

只今、県内視察研修につきまして、皆さんの手元にございますが、竹パウダーを利用した水稲栽培ということでございます。それから、県外研修につきましては、例年のごとく全員が1万円の支出になっております。欠席者も含めて1万円になっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。この県内研修につきましてはよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長

これは大きな声で承認ということで、異議なしということで、よろしいですか。なら、承認とさせていただきます、予定をしておいてください。

もう一点、11月の下旬になりましたかな、県の農業会議の、毎年あります特別研修大会。実はこれが11月16日になっとなつたので、私が、倉吉は県外研修でおりませんよって言ったら急遽変更になりました、アロハホールで11月下旬に予定されております。

(7) その他。

事務局

平成30年7月の豪雨災害の義援金を募集しております。1口千円ということで、すでに十数人いただいております。ただ、これは任意で募集しておりますので、賛同される方で結構です。もし賛同される方がありましたら、ご協力をよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議 長

これからちょっと皆さんに報告したいのは、こんど22日に県の農業会議で、局長・会長研修会で倉吉市の農業委員会について、何分だかようわからんだけ

ども、発表せえということでございまして、私が行うわけですが、農業委員会の、例えば定例会議。今日の、毎月のことですが、出席率を出したらええかなと思ひまして、平成21年からのを取ってみましたら、22年で84.8%で、現在、先月まででだんだんと上がってきまして、30年度は97.2%まで出席率が上がっておりますので、90%は切っておりませんので、また皆さんのご協力をお願いしたいと思います。それから、県外視察研修につきましては、平成21年度が37.9%。22年度が41.4%。23年が44.9%。平成24年からいっきに上がりまして81.3%。昨年が92.9%と。これは、公務の一環ということで皆さんに参加をお願いした結果、このような参加率になっておりますので、県外研修、県内研修とも、皆さんのご参加をお願いさせていただきたいと思ひます。以前に皆さんにもお願いしたように、平成20年、21年頃には、例えば農繁期には田植えをせないけんとか、秋はコンバインに乗らないけんとか、例えば梨の選果場に出ないけんとか、そういうことで欠席が多かったんです。それで、私が23年の7月から会長になった時に、ちょっとおかしいでないかということで、自分が農業委員に立候補して、自分の意志で、何ぼ忙しても出れるっていう判断で農業委員になってもらったんです。そういう欠席の仕方はやめてもらいたいということで言いましたところが、現在のような90%以上の出席率になってきるとということでございまして、そういう理由で欠席していただかないように、まあ、入院とか病気とか冠婚葬祭、今日のような別の会議がどうしても抜けれないというような時以外では出席をお願いしておきますので、今後ともよろしくお願ひをいたします。

こちらからは以上ですが、皆さんの方でその他、何かございましては、はい、小谷委員。

小谷義則推進委員 先程、採決されました非農地の申請の件でございます。6ページなんですけど、3件中1件は不許可と。残り2件は許可という扱ひでございました。その中で2番と3番。〇〇の土地改良区の観点から要望なんですけれども、実は、ちょっとこういうことを言っているのかわかりませんが、この〇〇さん。非常に、賦課金であるとか、農地から転用っていうような部分で、除外金っていうんですか、こういう、非常に、数年にわたって滞っております。もちろん、何回も何回も督促はするんですけど、督促した時はわかりましたと。払わないということは決して仰いません。払いますと言われるとなかなか、払うってもんをそれ以上どうすんだって、ならお願ひしますということで待つんですが、結果的に払われないうちゅうか振込みもされない。それでまた再度言っただけな繰り返しになつたりまして、非常に、5年ぐらいするとそういうことの部分が、それ以前のものも消滅するということになっておりまして、大変、扱ひに、理事長以下、理事含めて困っているというのが現状でございます。その中で、2番については、ありがたいことに皆さんで今日は否決していただいたんですけども、3番はOKと。当然、地区除外という部分も貰わないかんですけど、おそらく、このままだったら、何もされないということは予測されますので、事務局の方から、これを許可するにあたって、ちゃんと土地改良区にもこのことをきちっと報告してくださいよと。こういう部分での条件付きで許可ってこ

との連絡を、一つよろしくお願ひしたいと。以上です。

4 番 関連で。実は、私も〇〇〇の土地改良区の役員をしております、さっき言われたとおりで、非常に〇〇〇も困っておる状況です。賦課金の未収がほとんどこの人がかかるとるぐらいの金額になっております。是非、そのようにお願ひしたいと思ひます。

議 長 この〇〇につきましては〇〇の土地改良区の関係で。たぶん、非農地にしちゃうと決済金が数十万円になると思うんですけど。で、ここは農振除外になつとるもんで、駄目ですちゅうわけにもなりませんし、以前から草ぼうぼうで投げてあるということで、今回、やむを得んかなということなんですけど、果たして農業委員会から改良区についての決済金についてこちらから条件が出せるかどうかちゅうとちょっと。はいはいっていうわけにいかないんでないかと思ひわけです。組織が違いますから。これが県のなんかの売買で、買収した金を直接改良区に払う場合はできますけど、こういう場合はうちの農業委員会に金が通るわけでもないし、まったく組織が違うところから条件を付けて許可になると、ちょっと難しいでないかなと。はい、隅くん。

事務局 ご指摘のとおりで事務局も、私も把握しております、実はこれ、〇〇さんから申請いただいた時に、私の方で改良区に行って状況を確認しております。で、今のようなお話もお聞きしております、事務局、それから会長ともお話しはしたんですけども、先程、説明がありましたように、非農地証明というのが許可ということではなくて、現況が農地か非農地かという判断というところで、転用と違ひまして、改良区の意見書とか同意っていうのが必要書類にはなっていない。必要条件にはなっていないってところがありまして、今回、〇〇は現況が違ったので駄目でしたけど、〇〇はしょうがないんじゃないかというところになっております。ですけど、こちらも状況はよくわかっておりますし、心配もしておりますんで、すぐに〇〇改良区さんに今日の結果をお伝えしますし、それから〇〇さんにも決済金のお話をさせていただきます。で、その条件付きっていうのは、今、会長が仰られたように、ちょっと難しいかもしれないですけど、なるべく、改良区さんのご心配も考えて対応させてもらいたいと思ひております。お願ひします。

議 長 その他、ございせんか。はい、數馬委員。

1 3 番 1 3 番 數馬です。席上、認定農業者の方もたくさんおられると思うので、林委員に質問いたします。先般、JAの大鴨支所において農協の運営委員会が開催されましたけども、林委員が議長としてずっとやられたんですけども、その中において、面積を認定農業者が増やして何すっだいと。認定農業者ちゃんものは要らあせんと。そがなもんは、認定農業者は農協のグリーンファームに合併するべきだと。また、そがに面積増やさんでも、ネギ作ったりスイカ作ったりしたほうがよっぽどええと。だけ、認定農業者は要らないと。そういう発言を

されました。議長として。それで、どのような真意で、また、農協さんが認定農業者というものを全部潰しにかかって、そういう政策に出られたのか。また、議長として発言されるわけですから、当然ですけども、認定農業者が必要ないという運営委員会、また、組合長も出席の上の発言があったですけども、どういうことでしょうか。ということが、はっきり、認定農業者の前で説明がいただきたいということで、話をしました。納得のいく説明をお願いします。

議長 はい、林委員。

7番 取り方っていいですか、認定農業者が要らんとかいう意味ではありませんよ。認定農業者があるのは結構ですけども、農協も集落営農を推進しとると。ただ、推進しとっても、やっぱり小さいですわね。どのへんも。それで、これからは大きな合併が必要であろうという趣旨です。そして、その中に認定農業者も取り込んでいって、お互い協力して、まあ、グリーンファームみたいないいものがありますから、それよりもっと大きなものを、1校区1農場という構想はどうでしょうかという話です。それで、認定農業者が要らんとか言っておりませんよ。認定農業者の中でも65歳以上の方がほとんどですよ。そして、後継者もいませんと。そうすると、若い人を育てていかないけんけ、そういう場合には、やっぱり、お互いに協力していかんと駄目ではないでしょうかと。それから、機械を買うにしても個人ではなかなかよう買わんと思う。それで、うちは農家をやめるというような人が結構増えてきております。ですから、やっぱりそこは、これからはそういうことを考えていきましようねという発言でございます。ただ、大きな組織にすると田んぼだけでは無理であろうと。全部を巻き込んでいくなら、いろんなものを作っていかな。今でも皆さんがそれぞれ考えておられると思います。四王寺なんかでもそうでしょう。田んぼだけではもう無理だと、次に何をしていくか。次に何をしていくか考えないけんし、それから、認定農業者の皆さんも、後継者がほんとにおるんだったらそれで結構です。ない場合は、こないだも北谷の親戚の子が亡くなりました。私より1つ2つ上ですけどね。10町ほど作っとったかな。そうしますと、その田んぼがどこに行くか。誰が作るか。こういうことが、これから話し合っていないけんというふうに思って発言したです。認定農業者が駄目だとかそういう意味ではありません。それから、お金のことを、さっきネギとかなんとか言いましたけど、単価で言いますと、1反100万円の収益が上がるものは何かといいますと、ネギでしょ、イチゴでしょ、そしてスイカ。そういうものなんですよ。だけ、そういうものを取り入れていかんと、いっぱい自分が受けたって、なかなかこれから人が少なくなって、畦草刈ろうと思っても自分一人じゃ無理でしょ。誰かを頼まないけん。そうすると、そういう組織の再編というもの、集落営農でも組織の再編は必要であろうという話です。

議長 はい。数馬委員、わかりましたか。

13番 答弁は受けましたけども、内容的にかなりええ具合に内容が変えてあるので、

不満ですけど。

7 番 聞き方と取り方だけね、人間は。

4 番 ちょっと議長、それ以前の問題だけ。そういう話、なんでこんな場所で。運営委員会の話でしょ、これ。なんで数馬委員、これ農業委員会だよ。ここは。どういう関連性なの。

1 3 番 最初に申しましたように、農協自体の、農協運営委員で、認定農業者は要らんと。

7 番 要らんとは言ってませんよ。

1 3 番 認定農業者は全部グリーンファームに合併せえと。こういう農協さんが出てるわけ、認定農業者を邪魔しにかかっとるわけですから。

議長 はい、わかりました。数馬委員が言わんとしとるのは、農業委員の中には半数は認定農業者がおるから、関連しとるからということで質問が飛んだと思うんです。そういう意味です。だけ、関連しとるからということでたぶん数馬委員は林委員に質問が飛んだと。だけ、お互いがちょっと言い間違いか聞き間違いかようわからんけど、第3者は現場におらんから。どっちが正しい、悪いとは判断できませんので、そういう意図があったということも林委員の言葉の中にもありますし、そうじゃないというのもありますし、そこはまたお互い、同じ地区の農業委員ですので、誤解の無いようにしていただきたいと思います。ここで、論をしてみても、皆さんにあんまり問題がない気もするし、あると言えば認定農家に対しての要らないと言った言葉も、なんだかそうでなかったかなという数馬委員の発言もあった。それは現場におりませんから第3者はわかりませんので、今日はその程度で、そういうことがあると。誤解を招くようなことは言わないように。そういうことで。

その他、ありませんか。ないようでしたら、本日の農業委員会はこれをもって終了といたします。

— 午後2時30分 閉会 —